

先進医療に関するお知らせ

(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の「先進医療」からの削除について)

2月17日付でご案内した「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の「先進医療」からの削除見込みについて、3月27日付の厚生労働省告示・通知をもって4月1日より削除されましたのでお知らせします。

弊社の「先進医療給付金」および「先進医療一時金」※は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」である療養を保障の対象としております。

このため、ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受けた「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」は「先進医療給付金」および「先進医療一時金」のお支払い対象外となりますので、ご注意ください。

なお、2020年4月1日以降に受けた、多焦点眼内レンズを使用した「水晶体再建術」は、「手術給付金」等のお支払い対象となります。ただし、「手術給付金」等はあらかじめ定めた定額の金額をお支払いする保障のため、給付金額は「水晶体再建術」にかかる費用と同額にはなりません。また、多焦点眼内レンズ代については保険診療外のため全額自己負担となり、当社の給付金のお支払い対象にはなりません。詳しくは別紙をご確認ください。

また、「先進医療給付金」および「先進医療一時金」は当該技術に関わらず、「先進医療」の追加・削除に応じ、自動的に連動して保障範囲が変更となります。今後、「先進医療」に関する最新の情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

※「先進医療給付金」および「先進医療一時金」対象商品(主契約または特約)

- ・医療保険〔2009〕
- ・引受基準緩和型新医療保険
- ・総合先進医療特約
- ・総合先進医療特約〔2012〕
- ・やさしい先進医療特約(引受基準緩和型総合先進医療特約)
- ・やさしい先進医療特約(引受基準緩和型先進医療特約A)
- ・医療保障移行特約〔2009〕

別紙

「手術給付金」等のお支払い対象について

●多焦点眼内レンズを使用した「水晶体再建術」

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が「先進医療」から削除された後、多焦点眼内レンズを使用した「水晶体再建術」は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表上で手術料として算定され、当社における「手術給付金」等のお支払い対象となります。

- *「先進医療給付金」は上限金額の範囲内で技術料と同額をお支払いする保障ですが、「手術給付金」等はあらかじめ定めた定額の金額をお支払いする保障です。このため、「手術給付金」等のお支払い対象に該当した場合でも、給付金額は「水晶体再建術」にかかる費用と同額にはなりません。
- *「白内障・水晶体観血手術」をお支払い対象として約款の別表に明記している一部の保険商品または特約については、2020年3月31日以前に受けた多焦点眼内レンズを使用した「水晶体再建術」も「手術給付金」の対象となります。
- *がん保険の「手術給付金」（がんによる所定の手術が対象）や、女性特定手術特約の「女性特定手術給付金」（女性特有の病気による所定の手術が対象）等、白内障が保障の対象とならない「手術給付金」等は、多焦点眼内レンズを使用した「水晶体再建術」をお支払いの対象としておりません。

●多焦点眼内レンズ代について

多焦点眼内レンズ代については、保険診療外のため全額自己負担となり、当社の給付金のお支払い対象にもなりません。

すでにご加入のご契約について「手術給付金」の有無がご不明な場合は、当社コールセンターまでお問い合わせください。

アフラック コールセンター

0120-5555-95

月曜日～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～17:00

※祝日を除きます。

以上